

国土交通大臣許可を受けている建設業者様へ

お 知 ら せ

経営事項審査の申請に当たって、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」及び「経営規模等評価申請・総合評定値請求に係るチェックリスト」に記載している確認書類を、所管土木事務所の審査担当課まで持参の上、提出していただいておりますが、平成 23 年 4 月 1 日以降に申請される場合は、下記のとおり提出窓口を変更します。

記

【変更前】

平成 23 年 3 月 31 日まで

所管土木事務所の審査担当課

【変更後】

平成 23 年 4 月 1 日以降

県庁建設業室（1号館 11階）

【問い合わせ先】

兵庫県県土整備部県土企画局総務課

建設業室 担当：赤松

TEL (078) 341 - 7711

内線：4576